

マイナポイント第2弾の期限延長！



マイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期限が12月末まで延長されました

マイナンバーカード・マイナポイントの申請は役場でできます。

マイナンバーカードの申請には、本人確認書類（顔写真有は1点、顔写真無は2点）と申請書（お持ちでない場合は役場で発行できます）をご持参ください。

マイナポイントの申請には、マイナンバーカード・数字4桁のパスワード・登録する口座の通帳をご持参ください。

1

マイナンバーカード
新規取得で
最大**5,000円分**
(付与率 25%)



マイナポイント第1弾を受け取り済みの方は対象外です。

2

健康保険証の
利用申し込みで
7,500円分
(直接付与)



3

公金受取口座の
登録で
7,500円分
(直接付与)



②と③のマイナポイントを受け取るためには、令和5年2月末までに、それぞれの手続きをする必要があります。

マイナンバーカードは何に使えるの？

①顔写真付きの身分証明書（本人確認書類）として使えます！

運転免許証・運転経歴証・パスポートを持っていない方にとっては、マイナンバーカードが公的な顔写真付き身分証明書になります。

③ e-Tax（税金の申告）に使えます！

e-Tax をご利用する際にマイナンバーカード方式がご利用いただけます。マイナンバーカード方式では利用者識別番号（数字16桁）及び暗証番号の管理が不要です。また、事前準備として必要であった電子証明書の登録も不要です。

②新型コロナウイルスワクチン接種証明書（電子版）が取得できます！

デジタル庁の専用アプリを利用することで、スマートフォン上で新型コロナワクチン接種証明書を表示することができます。

④健康保険証として使えます！

病院や薬局にかかるときの健康保険証としてご利用できます。健康保険証の切り替えがあった場合でも、新しい保険証ができるのを待つことなくご利用できます。（マイナンバーカードに対応している病院に限ります。）

問い合わせ先 戸籍年金係 8番窓口 ☎77-8378 マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

新型コロナウイルス抗原検査キット等の配付について

津別町では、新型コロナウイルスの感染が気になる方の不安を緩和することと、感染拡大防止を図るため、抗原検査キットまたはPCR検査キットを配付します。

●対象者

- ①感染に不安を感じ、検査を希望する無症状の町民
 - ②事業所内の従業員に新型コロナウイルス感染者が確認され、感染拡大防止のため、接触した従業員に対し検査を希望する町内事業者
 - ③その他町長が必要と認める方（帰省等により来町する学生の親族等）
- ※のどの痛み、咳、発熱等の症状のある方は、医療機関を受診してください。

●申込先

役場総務課庶務係に電話で申し込みしてください（☎77-8371）。住所、氏名、電話番号、申込理由をお聞きます。 ※受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時（正午～午後1時除く）

●配付方法 役場駐車場（裏側）にてドライブスルー方式で配布します。

●その他 ①在庫数が限られているため、常備するための配付はいたしません。②配付回数の制限はありません。

●配付開始 令和4年9月26日（月）から在庫数がなくなり次第終了

●留意事項

- ①検査キットの使用方法是、キットに同封の簡易取扱説明書をご覧ください。
- ②感染診断を補助するための簡易検査キットです。本検査が陽性、陰性の確定診断（証明）となるものではありません。
- ③感染者と接触があった場合でも、潜伏期間を考慮して数日後（2日程度）に検査することをおすすめします。
- ④検査結果が陰性でも、体内のウイルスが少ない場合、偽陰性である可能性があります。引き続き、感染予防対策に取り組む必要があることをご理解ください。
- ⑤検査結果が陽性のときは、医療機関の受診または北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター（24時間対応）に相談してください（☎0120-501-507）。
- ⑥申込理由によっては、配付を制限することがあります。



東京オリンピック・パラリンピック競技大会メダルケースを庁舎に展示しています

庁舎1階ロビーにて東京オリンピック・パラリンピック競技大会メダルケースを展示しています。

また、展示台はメダルケースを手掛けたデザイナーおよび企業が製作しています。ぜひご覧ください。

